

(第六部)

國第百五十九回
參議院文教科學委員會會議

平成十六年四月十三日(火曜日)

午前十時一分開會

四月八日 委員の異動

四月九日

出席者は左のとおり。	四月十三日	風間	山本
	辞任	昶君	香苗君
大仁田	厚君	補欠選任	
草川	昭三君	松山	
		政司君	
日笠	勝之君	日笠	

委員

阿南 一成君
有馬 朗人君
大野つや子君
扇 千景君
橋本 中曾根弘文君
聖子君
松山 司政君
伊藤 基隆君
佐藤 泰介君
谷 中島
西岡 武夫君
博之君
章夫君

國務大臣	文部科学大臣	稻葉 大和君	河村 建夫君	日笠 勝之君
副大臣	文部科学副大臣	田村 憲久君	山本 畑野君	君枝正和君
大臣政務官	文部科学大臣政務官	山口 俊史君	稻葉 大和君	稻葉 大和君
事務局側	常任委員会専門員	廣瀬 研吉君	大和君	大和君
政府参考人	原子力安全委員会事務局長	小田 公彦君	田村 憲久君	田村 憲久君
	文部科学省原子力安全監督	石川 明君	稻葉 大和君	稻葉 大和君
	文部科学省科学技术・学術政策局長	坂田 東一君	坂田 東一君	坂田 東一君
	文部科学省研究振興局長	岩尾總一郎君	坂田 東一君	坂田 東一君
	厚生労働省医政開発局長	田中 慶司君	坂田 東一君	坂田 東一君
	厚生労働省健康局長	染 英昭君	坂田 東一君	坂田 東一君
環境大臣官房審議官	資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官	片山正一郎君	坂田 東一君	坂田 東一君
環境大臣官房審議官	農林水産大臣官房審議官	桜井 康好君	坂田 東一君	坂田 東一君

- 理事補欠選任の件
- 政府参考人の出席要求に関する件
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案(内閣提出)
する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 委員長(北岡秀二君)　ただいまから文教科学委員会を開会いたします。
- 理事の補欠選任についてお諮りをいたします。
- 委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。
- 理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
- 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長(北岡秀二君)　御異議ないと認めます。
- それでは、理事に山本香苗君を指名いたしました。
- 委員長(北岡秀二君)　政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に原子力安全委員会事務局長広瀬研吉君、文部科学省原子力安全監小田公彦君、文部科学省科学技術・学術政策局長有本建男君、文部科学省研究振興局長石川明君、文部科学省研究開発局長坂田東一君、厚生労働省医政局長岩尾總一郎君、厚生労働省健康局長田中慶司君、農林水産大臣官房審議官染英昭君、資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官片山正一郎君、環境大臣官房審議官小沢典夫君及び環境大臣官房審議官桜井康好君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
- 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北岡秀二君) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

○有馬朗人君 おはようございます。自民党的な馬朗人でございます。よろしくお願ひいたします。

放射線に関しての法律でございますので、少し放射線の歴史を振り返つてみたいと思います。ただし、それだけやりますと五時間くらい掛かりますので、かいつまんで十分程度、その話をした上で質問に入らせていただきたいと思いますが。

レントゲンによるエックス線の発見ということが人類の上で極めて重大なことでありました。一八九五年のことになります。このレントゲンの発見によって人間の病気の治療、診断等に画期的な変化が起つたわけであります。

その翌年、ベックレルというフランスの物理学者が放射能を発見いたします。それは偶然のことでありまして、感光板、光を感じる感光板の上にウラン化合物を置いておいたと。偶然置いておいた、文鎮ぐらいのつもりで置いておいたんですね。そして、少したつてその感光板を露出してみると不思議な影が映つていたということによりまして、ウラン化合物より何らかの不思議な光線が出てくるということを発見するわけです。それが放射能の発見であります。

その翌年、ピエール・キューリーとマリア・キューリーという夫婦が、これもやはりフランスの大学者でありますが、ウラン鉱石を煮詰めてま

八九五年のことあります。このレントゲンの発見によって人間の病気の治療、診断等に画期的な変化が起つたわけあります。

その翌年、ベックレルというフランスの物理学者が放射能を発見いたします。それは偶然のことでありまして、感光板、光を感じる感光板の上にウラン化合物を置いておいたと。偶然置いておいた、文鎮ぐらいのつもりで置いておいたんでしよう。そして、少しあつてその感光板を露出してみますと不思議な影が映つていたということによりまして、ウラン化合物より何らかの不思議な光線が出てくるということを発見するわけです。それが放射能の発見であります。

その翌年、ピエール・キューリーとマリア・キューリーという夫婦が、これもやはりフランスの大学者であります、ウラン鉱石を煮詰めてま

本日の会議に付した案件

いります。煮詰めるという言い方は日常の言葉であります。ウラン鉱をどんどん濃くしてまいりまして、鉱石の中の液を濃くしてまいりまして、最終的にラジウムを発見いたします。同時に、ポロニウムというのを発見しております。ポロニウムというのは、マリア・キューリーがボーランド人でありますので、ボーランドを記念いたしまして、ポロニウムという名前を付けたわけであります。

驚くべき時代でありまして、その三年後の一九〇〇年にはプランクという、これはドイツの大物理学者であります、これが溶鉱炉から出てくる光を見て、そして溶鉱炉の温度を定めようといいます。すなわち、鉱業の方の要請から物理学的に溶鉱炉の中の温度を決めようとするわけです。が、それ以前のすべての物理学は役に立ちませんでした。新しくプランクが、極めて奇想天外なエネルギーというのは粒々であるということを言っています。現在、プランクの量子仮説として知られ、現実にわかります。そのことによつてにわかつ世界が解明されるようになります。

一九〇四年に、これもまた驚くべきことであります。日本の長岡半太郎先生が、当時の大問題であった原子の構造は一体どうなつていいだらうということを考え、土星型原子模型という考案に到着いたします。驚くべきだと申します。京都大学は同じころでき上がりますが、東大が開設されるのが一八七七年でありますから、三十年もたたないうちに世界的な物理学者が日本に生まれたわけであります。この土星模型というのは、原子核というものは、中心に、原子核という名前は付けておりませんでしたけれども、球があつて、正に、プラスの電荷を持っている、正に帶電している、そういう球があつて、その周りに電子が回っているという考え方であります。当时、電子を発見した人はJ.J.トムソンと

言いますが、その陰電子。普通にある電子はみんな陰電子です。その陰電子が粒々であると、こういう模型を提案いたしましたが、どつちが正しかつたでしょうか。

それは、一九〇九年にラザフォード、イギリスの物理学者がマダム・キューリーよりボロニウムをもらつてまいります。そのボロニウムからアルファ線をぶつけて金の原子の構造を調べたわけです。もし、J.J.トムソンのようなものであれば、飛び込んだアルファ線はほとんど曲がらずにお前の方へ進んでくるのに、もし長岡半太郎のよいうな考案が正しければ中に非常に大きく曲がつてくるアルファ線があるはずであります。ラザフォードは正に大きく曲がつてアルファ線があることを発見するわけです。

残念ながら、ラザフォードはそのとき長岡半太郎先生の仕事を知りませんでした。長岡先生、日本人離れしていると言つたらそれまでであります。が、ラザフォードに抗議の手紙を書き、一九一一年にラザフォードは長岡の仕事を注目すべき論文であるということを認め引用しております。

それよりも少しさかのぼつて、一九〇五年にはアインシュタインの有名な特殊相対性原理が発見され、来年はアインシュタイン・イヤーといふことになると思います。世界じゅうでアインシュタインの研究を顕彰するという百年祭を行ふ予定であります。そして、有名なエネルギーと質量の等価性、エネルギーは質量である、 $E=mc^2$ といふ公式をお聞きになつた方大勢おられると思いますが、そういうものを提案し、大変な大革命を起こしたわけであります。

また、ラザフォードは、先ほどの原子構造といふものを発見する前に、アルファ線、ベータ線、

ガンマ線というものが、厳密に申しますとアルファ線とベータ線を発見するわけであります。そして、現在、放射能というのはアルファ線、ベータ線、ガンマ線、ガンマ線の種類であるエックス線というふうなものがあるということになつたわけであります。

ここまで申し上げたことから一つ注意してみたことは、現在、ナノテクノロジーの何のかんのとか、原子力であるとか、医療であるとか、エックス線である放射線を使つた医療である、様々なことが言われておりますが、これは全部この当時、すなわちちょうど百年前ぐらいに発見されたことによって起つたわけであります。ですから、お願いは、基礎科学というものを絶対軽視をするけれども、絶対人類に対して害を与えるようになります。今は、基礎科学というものを絶対軽視をすることによって起つたわけであります。ですから、お願いは、基礎科学というものを絶対軽視をすることによって起つたわけであります。ですから、お願いは、基礎科学というものを絶対軽視をすることによって起つたわけであります。が、残念ながら一九四五年に広島の原爆になつたわけであります。

ここに、科学の発展、技術の発展というものをうまく使わなければ人類にとって大変な損害を引き起こすということを強調いたしたかったわけであります。今後、科学技術が発展する際には、やはり科学者、技術者は、人類に対して福祉に貢献するけれども、絶対人類に対して害を与えるような研究をしないようにしていくべきだと私はこう思つています。今ここで我々が議論しなきらないでいただきたい。今ここで我々が議論しているような現代の最前線の科学というのは、五十年、百年の先においては極めて重要な技術になるだろうということを申し上げたかつたわけであります。

さて、一九三八年にはハーンと女性の大科学者であったシユトラスマンという二人がウランといふものは分裂するのであるという大発見をいたしました。これは、アインシュタインの予言に従つて、原子核の質量を丁寧に量つてみると原子核は二つに割れる可能性があるということが言われておきましたので、そのことを実験的に実証したわけです。

そこからの発展が極めて人類にとって不幸なことになりました。それはナチス・ドイツというのがこの核分裂を使つて兵器を作ろうとしているというふうなことがありました。それはナチス・ドイツもまたわゆる原爆を作ろうという努力をするに至るわけです。

一九四一年にマンハッタン計画が立てられ、それに従つて多くの優れた科学者、技術者が原子爆弾の作製に従事するようになります。一九四二年、すなわちマンハッタン計画が始まつた翌年に、フエルミという物理学者が原子炉を発明しておられます。フエルミはそれ以前の仕事でノーベル賞

れているわけでございます。

○有馬朗人君

ありがとうございました。

先ほど言ひ忘れたことですけれども、歴史の中で注目すべきことは、先ほど原子核物理の始めのところを申し上げました。ラザフォードによつて原子といふものは原子核とその周りに電子が回つてゐるということを申しましたけれども、それ以後の原子核物理学の発展においては、湯川、朝永、坂田、西島、そしてまた現在では益川、小林といふうな優れた研究者が大勢出てきて世界の原子核物理学をリードし、そしてまた小柴さんのように、ニユートリノを測定して天体で超新星からどういう情報が与えられるか、こういうふうなことを研究する上で極めて世界で一流の人々が出てゐるということを言つべきでありましたが、付け加えさせていただきます。

さて、放射能には天然のもの、人工のもの、両方があると思いますが、どうでしようか。

○政府参考人(有本建男君)

先生御指摘のとおり、天然のものと人工のものがございます。

天然のもの、すなわち自然放射性物質につきましては、地球から始めにあつた天然放射性物質とそれから宇宙線を起源といたします放射性物質に大別であります。特に、地殻内にこれら宇宙線を起源といたします放射性物質とそれが地殻内に存在しておるわけですが、それは人体内にもカリウムを中心といたします放射性同位元素が現在存在をいたしてございます。それから、宇宙から降り注いで、地球に降り注いでもあります宇宙線を起源といたしますものが地上にはあるわけでございまして、例えば炭素14というものがあろうかと思います。

それから、人工的に原子炉あるいは放射線発生装置といふもので製造されますコバルト60あるいはラジウム226、こういったものは、先ほど申しましたように、医療等で広く現在使われているわけでございます。

○有馬朗人君

宇宙線といふものがあつて、その中にあつたニユートリノを見るによつて超新星の爆発ということの研究に入つていつたのが小柴

さんであります、我々の体を、今、何十兆といふうな数のニユートリノが皆さんの体を通り抜けています。これは安心なんです。全くほとんど

人間と反応しませんから、御心配なく。しかし、たくさんそれ以外に、陽電子であるとかミューオンというふうなものは皆さんの体の中で時々エネルギーを与えますので危ないといえば危ないんですけど、まあ宇宙線は問題ありません。しかしながら、花崗岩などはラジウムをたくさん含んでいますね。ラジウムを含んでいますと、ラジウムそしてアルファ線を出します。日本の各地のアルファ線の強さ、ラジウム温泉の放射能、放射線の強度、そういうものと、それからさらに世界じゅうで非常に自然放射能が強い地方があると思いますので、そのことにつきお聞かせいただき、人間に一休害はないのかということについてお聞きいたします。

○政府参考人(小田公彦君)

お答え申し上げま

す。今、先生御指摘の花崗岩などにラジウムを含んでいるということでございますが、このラジウムにつきましては、が崩壊して生成する核種で、自然界、至る所に存在しておるわけですが、そこから、ラジウムから出る放射線による被曝線量は我が国全国平均で年間、ちょっと専門的でございますが、約〇・四ミリシーベルトござります。文献値によりますと、我が国では、ラジウム濃度の比較的高い温泉におきまして、毎日一時間浴室の中にいて三十分間入浴するといった仮定しても、一年間、ちょっとあり得ないわけでございますが、一年間のラジウムによる被曝線量は約〇・五ミリシーベルトと試算がございます。

人間に害はないかどうかの観点からは、これらの中、地中に存在していたものでございますけれども、周辺環境の影響につきましてはサイクル機構が定期的に放射能レベルの調査を行つております。例えばございますけれども、幾つかこの結果と、いざれの結果も自然放射能レベルの変動範囲内にございまして、何ら影響は認められておりません。この点につきましては鳥取県御当局においても独自に調査をなされておりまして、同様の結果であることが公表されております。

この鳥取県側の七か所におきますウラン残土の場所がございますが、鳥取県側にあります七つのウラン残土の堆積場の調査、これによります

間約十ミリシーベルトであると言つております。

以上でございます。

○有馬朗人君

天然にある放射能はそれほど危ないということありますか。そこで続けてお

かつて、人形峠でウラン鉱源を掘り出していたことがありますね。その残土は一体どうなつているんでしょうか。その放射能の強さはどんなものでしようか。そしてまた、典型的なラジウム鉱泉の沈殿物、沈殿物と比べ、あるいは湯の花といふうなものと比べてその強さはどんなものでしようか。

○政府参考人(坂田東一君)

今、先生お尋ねの岡山県人形峠の周辺で、核燃料サイクル開発機構がまだ原子燃料公社当時、これは昭和三十年代でございますけれども、そのころに行いましたウラン探査活動に伴いまして残土が発生しております。

この残土につきましては、現在、サイクル機構が鉱山保安法に基づきまして周辺をロープで囲うなどの措置を取り、第三者の無断立ち入りの制限、こういったことを実施しております。

この状態でござります。

○政府参考人(小田公彦君)

お答え申し上げま

す。このウラン残土は、元々はこの周辺の土地の中、地中に存在していたものでございますけれども、周辺環境の影響につきましてはサイクル機構が定期的に放射能レベルの調査を行つております。例えればございますけれども、幾つかこの結果と、いざれの結果も自然放射能レベルの変動範囲内にございまして、何ら影響は認められておりません。この点につきましては鳥取県御当局においても独自に調査をなされておりまして、同様の結果であることが公表されております。

この鳥取県側の七か所におきますウラン残土の場合は三百七十ベクレル、それから量につきましては、ウランの場合は三百グラム、トリウム

沈殿物などの中には、実測あるいは私どもが承知している論文中におきまして、例えば一グラム当たり十五ベクレル、これは鹿児島県の垂水温泉でございますけれども、そういう非常に高い値も報告されているということございますので、ウラン残土の平均ウラン濃度、先ほど申し上げました

が、そういうものに比べますと、かなり低い値であります。

○有馬朗人君

ありがとうございました。

具体的には、モナザイトなどの核燃料物質につきましては、一定以上の濃度、固体の場合は一グラム当たり三百七十ベクレル、それから量につきましては、ウランの場合は三百グラム、トリウムの場合は九百グラムといったものを使用する者は、原子炉等規制法に基づきましてその使用の届出が義務付けられております。それから、劣化ウランにつきまして、三百グラム以上の劣化ウラ

ンを使用する場合には、原子炉等規制法に基づきまして使用の許可を得ることが必要でございまして、管理区域を設定するなどの技術上の基準を満たすことが必要となります。

それから、先ほど御指摘の報道されました自動車用排ガス低減装置にモナザイトが使われている件でございますが、これにつきましては、内蔵するモナザイトの放射能濃度が届出を必要とするレベルでは以下でございますので、原子炉等規制法の対象外でございます。

ただ、この装置は通常の使用状況では安全上問題ないと考えるものでございまして、廃棄を行なう場合にあつても、適切な管理の下で通常の廃棄物と同様の適切な処理、処分を行なうことができると思ってございます。

○有馬朗人君　ありがとうございました。

さて、このごろちょっと気になることが医学で起こつておりますのでお聞きいたしたいと思います。

まず、エックス線を余りにも多く使つてゐるんじゃないかと。しかも、ある病院でエックス線を浴びた少しだつた後で、違う病院で違う病気でまた掛かりますと、そこでもエックス線を浴びることがあります。こういうエックス線の使用の仕方に関して、どういうふうにお医者さんたちに注意を喚起しているのか。

それからまた、弘前の国立病院でありますが、国立病院機構弘前病院で行われました放射線の過剰照射が原因で一人亡くなりました。六十人にも副作用が出来てゐる可能性について朝日新聞が報じていたところであります。この事故は一体どんなものであるのか。それ以前にも多くの患者が過剰照射を受けたといいますけれども、一体全体お医者さんたちの教育はどうやつてゐるのか、このような事故の予防はどうしてゐるのか等について、ごく短くお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(若尾總一郎君)　まず、医療現場でのエックス線の被曝といいますか、患者に対してもございますが、通常の医療では医師が患者との

間に十分なコミュニケーションがなされて、それに基づいて、診断あるいは治療で医者の専門的な判断の中でもCTあるいはエックス線などを診療に用いているということをございますので、患者の被曝量について直接規制するということは医療法では行つておりません。

ただ、CTなどによる放射線診断の際に発生する医療被曝は、IAEAなどが放射線防護安全指針を取りまとめたところでございます。診断、治療の際のCTなどエックス線の治療に当たりまして指針が出ておりますので、これを踏まえて、私ども、現在、厚生労働科学研究におきまして医療放射線の利用の在り方に関する研究を実施しております。本年度中に患者被曝の防止に関する具体的なガイドラインを作りたいというふうに考えております。

それから、国立弘前病院のケースでございますが、本年二月にこの過剰照射の事例があつたということでござりますので、私ども、放射線を取り扱う医師、技師の放射線防護に関する研修を実施しております。現在、今回の事件の原因究明、それから再発防止策を検討する委員会を中心に、事故防止マニュアルを作成しているところでござります。

先週、四月九日でございますが、過剰照射防止の徹底を図るために、都道府県、関係団体に対して通知を発出させていただきました。また、使用者に対する教育研修につきましても、今回の放射線障害の防止法改正案におきまして、放射線取扱主任者に関する定期講習の義務化が盛り込まれているということでござりますので、私どもとしても関係団体、都道府県を通じて働き掛けてまいりたいと考えております。

○有馬朗人君　ありがとうございました。

やつぱりお医者さんたち及び技師の方たちには非とも十分な教育をしていただきたいと思います。患者さんたちは余り知らないわけでありますから、そういうことを御注意いただきたいと思い

そこで、エックス線についても放射線についても、國民が十分教育を受けていないと私は思つておられます。一方で、エックス線についてお医者さんの言うとおり幾らでも浴びますけれども、一方ではベータ線でジャガイモの芽を殺すとか殺虫するというようなことを非常に恐れて、いつまでもベータ線がジャガイモにくつ付いてくると思つてゐる人たちが大勢いるわけですね。日常生活で極めて多くの場所で放射線が使われ、大きな役割を果たしておりますので、そしてまた、時には危険性を帶びております。ここでもつときちつと、放射線がどのように利用されているか、その効果や危険性について教育すべきであると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○大臣政務官(田村憲久君) 先生おつしやられましたとおり、大変今、我々の身の回りで放射線利用というものは進んでおるわけであります、我々の生活に切つても切れない、そういう存在になっておると思います。

ちょうど昨日、私は日本アイソトープ協会の滝沢研究所に行つてまいりました、いろいろと観察をさせていただきました。

例えば、農業用の肥料等々とあそこの医療用の廃棄物、R-1の廃棄物、これを比べますと、放射線の濃度といいますか、レベルは廃棄物の方が低かつたりするわけでありまして、半減期が短いものでありますからそうなるんでありますけれども、そう思いますと、やはりその点を十分に国民の皆様方にも御理解をいただきながら、またそれが危ないものに対しての自らのある意味での防御にもなるわけでありますから、教育、啓蒙といふものも大変重要だと思います。ちょうど人間が火を扱い始めたころに似ておるのかななんて気がいたしておりますから、もう刃の剣といいますか、そういう中において、焼けば保存はできるんですけどけれども、しかしながら自らも焼いてしまう可能性がある、今ちょうど放射線に対してはそういう我々は認識なのかな。

おきましてはホームページでいろんな啓蒙をされ
ておられます。それだけではございませんんでし
て、例えば 小中高等学校の教員の方々を対象に
原子力体験セミナーというものを放射線利用振興
協会がやられておりまして、実績で、十五年度、
四十四回、一千三百四十二人の先生方がこれをお
受けになられておられます。また、中学校や高等
学校等への講師の派遣ということでございまし
て、これは先ほどの日本原子力文化振興財団がや
られておられるんですですが、昨年度ベースで四百二
十三回、二万六千六百二十八人の学生の方々がこ
ういうものをお受けになられておられます。
それでも一部だというお話をもあるんだと思うん
ですが、今、学校教育におきましても、指導要領
等に基づきまして、理科等においてこの放射線の
利用や性質、こういうものに対しての授業を行つ
ていただきておるわけであります。何分、私も
今、先生から御講義をいただきまして何となく分
かかったかなという気はするわけですが、難
しいものでありますから、どうやれば子供たちに
これが理解していただけるか、これからもいろいろ
と模索をさせていただきながら、是非とも教育
の方、啓蒙の方は進めてまいりたい、このように
思つております。

今回の改正でございます。これは、今御指摘のように、国際原子力機関、世界保健機関あるいは国際労働機関、こういった国際機関が協力をいたしまして、科学的見地から提唱いたしました放射性同位元素の規制の下限値の国際標準というものを我が国に導入しようというものでございます。

既にヨーロッパの主要国、あるいは中国、韓国等々も導入を済ませておるところでございますけれども、主な改正点といたしましては三つほどあります。

第一番目は、国際標準値の導入に伴います規制の対象となります放射性同位元素の範囲の拡大がござりますので、これの規制につきましての制度作り、あるいは販売業、賃貸業の規制の合理化と

いうところが第一点でございます。第二点としましては、作業現場の安全性の一層の向上といたしましてございまして、先ほど少しお触れになりましたけれども、従来の施設の定期検査に加えまし

て、作業現場のフィルムバッジを装着する等々、あるいはそういったデータを記帳するといったこ

とを定期的に私どもで確認させていただくということ、それから放射線取扱主任者の定期講習の義務付けということでござります。

こういうものによりまして、我が国の放射線利用といふものに対しまして、安全規制を国際的に整合性が取れたもの、それから最新の科学的な知見といふものを反映した合理的なものになるもの

というふうに考えてございます。

○有馬朗人君 幾ら法律を作つても、手抜きをする人が一杯いますので、是非とも御注意いただきたいと思います。

今から少しそういう例について議論をさせていただきたいと思います。少し違った観点の原子力の安全管理について、別の法律だと思いますが、そのことについてちょっと触れさせていただきま

す。

今申しましたように、幾ら立入検査をきちっとやつても、現場は意識的に手抜き作業をするとい

うことがあるわけあります。このことを申し上げた理由は、ジェー・シー・オー事件というのがございまして、私も責任者といたしまして大変残念だったことがございます。

そのとき、稲葉副大臣には、当時の科学技術庁政務次官でいらっしゃいましたが、現地へ早速

休の努力をされた、そして事故発生箇所に水を注入するということを決定されたということで、こ

れども、早く止めることができたということに関しまして、稲葉副大臣の御努力に心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、そのジェー・シー・オー事件に関連することであります、不幸中、不幸なことではありますけ

ども、そのジェー・シー・オー事件の担当部長に聞いた話では、裏マニユアルがあるということでありました。そのような不正な手法、極めて

危険な工程でウラン溶液を処理していました。このような不正はなぜ見過されていたのでしょうか。

○政府参考人(小田公彦君) お答え申し上げま

す。このジェー・シー・オーの事故につきまして、原

子力安全委員会の方でウラン加工工場臨界事故調査委員会がございまして、その報告書によりま

すと、事故当時、ジェー・シー・オーが許可を受けた加工事業につきましては、原子炉等規制

法上、定期的な検査が義務付けられておりません

でした。

一方、施設の運転管理の状況調査につきましては、当時の行政府である科学技術庁は、行政指導

による任意の保安規定遵守状況調査や運転管理専門官による巡視を行つております。しかしながら、行政府における業務の急増によりまして、法

令上必須の審査や検査が優先され、任意事項である保安規定遵守状況調査は人員的に実施しにくく

なつておるというふうに言われております。

また、運転管理専門官による巡視につきましては、ジェー・シー・オーについて毎月一回程度の

定期でかつ巡視の機会が少なかつたことから、こ

れらの巡視の際には施設が運転されていなかつたものがございます。

以上

の理由によりまして不正な工程が見過ござ

れたものであります。この反省を踏まえまして、年四回の保安規定遵守状況検査を原子炉等規

制法で保安検査として位置付けるなどの改善が行

われたところでございます。

以上でございます。

○有馬朗人君 原子力の安全について、今よう

な法律の改正等があり、御努力をいたいでいる

と思いますが、それをしっかりと守るように産業界

並びに当事者に御教育をお願いいたしたいと思

ます。

裏マニユアルはよもや作るような状況ではない

でありますね。その点はどう管理しておられますか。

○政府参考人(有本建男君) 先ほど申しましたよ

うに、今回の改正の大柱といたしまして、いろいろ工場等の作業現場のそのソフト的な安全管理というところをますますしっかりといただくといふことで、これを、国としてそういった記帳のデータあるいは教育訓練のデータというものを確認をするという制度を新しく創設をいたしたいというふうに思つてございます。

それから、放射線取扱主任者につきましても、

従来は、免状を交付されますが、もう途中で講習を受けなくとも基本的にはいいということでございましたけれども、これも定期的に受けさせていただ

くということを義務付ける。これは、どういう事故があつたのか、どういう科学的な知見がどんどん今発展しているのかということを定期的に自

ら勉強していくだ

ことになっています。

こういった制度を新しく設けまして、さらに私

どもしましては、既にやつてござりますけれども、繰り返しいろんな場でメーカーの方々あるいは消費者団体の方々も含めましてシンボジウム等をやりまして、とにかく現場の安全の文化というものを徹底するということを努力をしているところでございます。それからもう一つ、年間、現在三百回程度立入検査をやつてございますけれども、これにつきましても抜き打ち的な検査をたくさんやるということで常に緊張関係を保持するということが大事かなというふうに思つてございま

す。

在三百回程度立入検査をやつてござりますけれども、これにつきましても抜き打ち的な検査をたくさんやるということで常に緊張関係を保持すると

いうことが大事かなというふうに思つてございま

す。

○政府参考人(小田公彦君) お答え申し上げま

す。このジェー・シー・オー事故で亡くなられた方の卒業した高校の専門につきましては、必ずしも国の事故調査では明らかにされていなかつたわけでございますが、報道によりますと、一名は普通高校出身であり、もう一名は工業高出身であると承知しております。また、ジェー・シー・オーでは作業者に関する教育訓練はOJTに、オン・ザ・ジョブ・トレーニングに重点を置いていたというふうでございます。一方、施設の運転管理の状況調査や運転管理専門官による巡視を行つております。しかしながら、行政府における業務の急増によりまして、法令上必須の審査や検査が優先され、任意事項である保安規定遵守状況調査は人員的に実施しにくく

なつておらないで臨界安全管理に関する知識が從業員の間に十分に浸透していないかつたものと考えられております。

ジェー・シー・オー事故を踏まえまして、現在では原子炉等規制法に基づきまして保安規定において保安教育を事業者に義務付けておりますので、施設の安全な操業のために必要な教育が実施されるということになつてございます。

以上であります。

制の体系に入つておりましたものを、人の健康への影響のリスクが無視できるほど低いので放射線防護の規制の体系から外していいというものクリアランスレベルと言つております。

先生御指摘のように、国際的な安全規制の考え方によれば、クリアランスレベルは免除レベルと同等又は下回るものというふうにされております。

○谷博之君 そうしますと、この規制免除レベルを単に国際標準値と呼んでしまうといわゆるクリアランスレベルの国際標準値と区別が付かなくなってしまうというふうに思つんですが、その点はどうでしょうか。

○政府参考人(有本建男君) 私どもの今御提案を申し上げております法律、法案の提案理由説明の中で書き込んでおりますように、放射性同位元素の核種ごとの規制下限値の国際標準といふもので書きました。全体として書き込んでございまして、国際標準値という言葉を説明では時々使っておりますけれども、詳細に申し上げますと今申し上げたような言葉を使っておるわけでございます。

いざれにしましても、クリアランスレベルといふものにつきましては、現在、IAEAあるいは原子力安全委員会におきまして、この国際標準どうあるべきかということが検討されておるわけでございまして、今回の法律改正とは直接的な関係はないわけでございます。

○谷博之君 それはおっしゃるとおりだと思いますけれども、そういう中で、今回のこの法案の中身を見ておりますと、この法案の中にどこにも規制免除レベルの国際標準化という言葉が書かれておりません。規制内容だけを改正することになつてゐるわけでありますけれども、私たちは、この

内容を見ておりまして、この施行時に大臣告示の数値表を單に差し替えると、こういうことになつてゐるわけでありますけれども、それではこうしたいわゆる将来の規制免除レベルが国

会でこういう議論をしなくて更にこの数値が変化するなど、いろいろな懸念が非常に起ります。

○政府参考人(有本建男君) 今回導入いたしますいわゆる国際標準値でございますけれども、これ

は七百六十五種類の放射性同位元素の核種につきまして、その規制が必要となります放射能の濃度あるいは数量と、こういつたものを取りまとめたものでございます。これは非常に莫大で技術的な

内容になつておりますので、従来からこういつたその規制の数値というものは文部科学省の告示といふ形で定めでございます。

このため、今回の法律改正におきましても、具体的な数値自体は文部科学省告示ということで定めることといたしてございます。が、専門家の委員等では国際標準値等を導入することを前提に検討を行つておりますけれども、導入に伴う規制の合理化等の法律として規定すべき点について法律の改正を行つたものでございます。

なお、こういつたその七百六十種類の核種につきまして、今後、この法律を御理解いただきます

と、放射線審議会で公開の場でこの核種はこういう濃度上限値を取ろうということを御議論をいただきましたして、告示として最終的に決定、公表する

ということになつてございます。

○谷博之君 ここでもちょっと原点に戻つてお聞きしたいんですけども、いわゆるこの国際標準値

といふ、このいわゆる基準値ですけれども、これが、IAEAで設定しているこの基準値といふの

と、放射線審議会においても、これを安全基準免除レベル、国際標準を国内法令に取り入れ

ることは適切であると、適切な措置であると、この

いう報告をいただいて、その妥当性が示されておるところであります。その点を踏まえて、アメリカではまだ取り入れていなインであります

が、欧州、それからイギリスやドイツ、フランス等の主要国、アジアの中国、韓国、既に取り入れ

ておりますけれども、このように考えてこの法案

は、英國の、イギリスのいわゆる数値を基に定められて欧州を中心に普及しつつあるというふうに

聞いておりますけれども、一方では米国の、経済的な力のある貿易大国の独自の基準といふものも

あるわけでありまして、こういうふうなこの基準の取り入れに当たっては、どこの国もそれぞれ

自分たちの特有の事情や体質というものを持つておられますけれども、大臣にちょっと重ねてお考

えあれば聞かせていただきたいわけでありますけ

えられていくという、いわゆる数値を緩和されてしまう、そういうふうな懸念が非常に起ります。

そこで、先ほども何回も申し上げましたけれども、そこで、こういう国際標準化すること自体を法案に明記すべきではないかと

いうふうに思つんですが、その点はどうでしよう

か。

○政府参考人(有本建男君) 今回導入いたしますいわゆる国際標準値でございますけれども、これ

は七百六十五種類の放射能の濃度

あるいは数量と、こういつたものを取りまとめたものでございます。これは非常に莫大で技術的な

内容になつておりますので、従来からこういつた

その規制の数値といふものは文部科学省の告示といふ形で定めでございます。

このため、今回の法律改正をおきましても、具

体的な数値自体は文部科学省告示といふ形で定めることといたしてございます。が、専門家の委員等では国際標準値等を導入することを前提に検討を行つておりますけれども、導入に伴う規制の合理化等の法律として規定すべき点について法律の改正を行つたものでございます。

なお、こういつたその七百六十種類の核種につ

きまして、今後、この法律を御理解いただきます

と、放射線審議会で公開の場でこの核種はこう

いう濃度上限値を取ろうということを御議論をいた

だきましたして、告示として最終的に決定、公表する

ということになつてございます。

○谷博之君 ここでもちょっと原点に戻つてお聞き

したいんですけども、いわゆるこの国際標準値

といふ、このいわゆる基準値ですけれども、これ

が、これが、IAEAで設定しているこの基準値といふの

と、放射線審議会においても、これを安全基準免除レベル、国際標準を国内法令に取り入れ

ることは適切であると、適切な措置であると、こ

ういう報告をいただいて、その妥当性が示されて

おるところであります。その点を踏まえて、ア

メリカではまだ取り入れていなインであります

が、欧州、それからイギリスやドイツ、フランス

等の主要国、アジアの中国、韓国、既に取り入れ

ておりますけれども、このように考えてこの法

案は、英國の、イギリスのいわゆる数値を基に定め

られて欧州を中心に普及しつつあるというふうに

聞いておりますけれども、一方では米国の、経

済的な力のある貿易大国の独自の基準といふものも

あるわけでありまして、こういうふうなこの基準

の取り入れに当たっては、どこの国もそれぞれ

自分たちの特有の事情や体質というものを持つてお

られますけれども、大臣にちょっと重ねてお考

えあれば聞かせていただきたいと思います。

これは、この煙感知器の今実態がどのように

検討され、決めてきているというふうに考えられます。

そこで、先ほども何回も申し上げましたけれども、そこで、こういう国際標準化すること自体を法案に明記すべきではないかと

いうふうに思つますが、その点はどうでしよう

か。

○政府参考人(有本建男君) 今回導入いたしますいわゆる国際標準値でございますけれども、これ

は七百六十五種類の放射能の濃度

あるいは数量と、こういつたものを取りまとめたものでございます。これは非常に莫大で技術的な

内容になつておりますので、従来からこういつた

その規制の数値といふものは文部科学省の告示といふ形で定めでございます。

このため、今回の法律改正をおきましても、具

体的な数値自体は文部科学省告示といふ形で定めることといたしてございます。が、専門家の委員等では国際標準値等を導入することを前提に検討を行つておりますけれども、導入に伴う規制の合理化等の法律として規定すべき点について法律の改正を行つたものでございます。

なお、こういつたその七百六十種類の核種につ

きまして、今後、この法律を御理解いただきます

と、放射線審議会で公開の場でこの核種はこう

いう濃度上限値を取ろうということを御議論をいた

だしましたして、告示として最終的に決定、公表する

ということになつてございます。

○谷博之君 ここでちょっと原点に戻つてお聞き

したいんですけども、いわゆるこの国際標準値

といふ、このいわゆる基準値ですけれども、これ

が、これが、IAEAで設定しているこの基準値といふの

と、放射線審議会においても、これを安全基準免除レベル、国際標準を国内法令に取り入れ

ることは適切であると、適切な措置であると、こ

ういう報告をいただいて、その妥当性が示されて

おるところであります。その点を踏まえて、ア

メリカではまだ取り入れていなインであります

が、欧州、それからイギリスやドイツ、フランス

等の主要国、アジアの中国、韓国、既に取り入れ

ておりますけれども、このように考えてこの法

案は、英國の、イギリスのいわゆる数値を基に定め

られて欧州を中心に普及しつつあるというふうに

聞いておりますけれども、一方では米国の、経

済的な力のある貿易大国の独自の基準といふものも

あるわけでありまして、こういうふうなこの基準

の取り入れに当たっては、どこの国もそれぞれ

自分たちの特有の事情や体質というものを持つてお

られますけれども、大臣にちょっと重ねてお考

えあれば聞かせていただきたいと思います。

これは、この煙感知器の今実態がどのように

については非常に広範なものが対象となるという

ことで、これいすことだといふうに基本的には

思うわけですけれども、ただ、国際免除レベルの導入によって規制が緩和される核種、こういうものについては、当面、現行の基準を維持していく

必要がありますが、これは大臣、どういうよう

にあります。これは非常に莫大で技術的な

内容になつておりますので、従来からこういつた

その規制の数値といふものは文部科学省の告示といふ形で定めでございます。

このため、今回の法律改正をおきましても、具

体的な数値自体は文部科学省告示といふ形で定めることといたしてございます。が、専門家の委員等では国際標準値等を導入することを前提に検討を行つておりますけれども、導入に伴う規制の合理化等の法律として規定すべき点について法律の改正を行つたものでございます。

なお、こういつたその七百六十種類の核種につ

きまして、今後、この法律を御理解いただきます

と、放射線審議会で公開の場でこの核種はこう

いう濃度上限値を取ろうということを御議論をいた

だしましたして、告示として最終的に決定、公表する

ということになつてございます。

○谷博之君 ここでちょっと原点に戻つてお聞き

したいんですけども、いわゆるこの国際標準値

といふ、このいわゆる基準値ですけれども、これ

が、これが、IAEAで設定しているこの基準値といふの

と、放射線審議会においても、これを安全基準免除レベル、国際標準を国内法令に取り入れ

することは適切であると、適切な措置であると、こ

ういう報告をいただいて、その妥当性が示されて

おるところであります。その点を踏まえて、ア

メリカではまだ取り入れていなインであります

が、欧州、それからイギリスやドイツ、フランス

等の主要国、アジアの中国、韓国、既に取り入れ

ておりますけれども、このように考えてこの法

案は、英國の、イギリスのいわゆる数値を基に定め

られて欧州を中心に普及しつつあるというふうに

聞いておりますけれども、一方では米国の、経

済的な力のある貿易大国の独自の基準といふものも

あるわけでありまして、こういうふうなこの基準

の取り入れに当たっては、どこの国もそれぞれ

自分たちの特有の事情や体質というものを持つてお

られますけれども、大臣にちょっと重ねてお考

えあれば聞かせていただきたいと思います。

これは、この煙感知器の今実態がどのように

については非常に広範なものが対象となるという

ことで、これいことだといふうに基本的には

思うわけですけれども、ただ、国際免除レベルの導入によって規制が緩和される核種、こういうものについては、当面、現行の基準を維持していく

必要がありますが、これは大臣、どういうよう

にあります。これは非常に莫大で技術的な

内容になつておりますので、従来からこういつた

その規制の数値といふものは文部科学省の告示といふ形で定めでございます。

このため、今回の法律改正をおきましても、具

体的な数値自体は文部科学省告示といふ形で定めることといたしてございます。が、専門家の委員等では国際標準値等を導入することを前提に検討を行つておりますけれども、導入に伴う規制の合理化等の法律として規定すべき点について法律の改正を行つたものでございます。

なお、こういつたその七百六十種類の核種につ

きまして、今後、この法律を御理解いただきます

と、放射線審議会で公開の場でこの核種はこう

いう濃度上限値を取ろうということを御議論をいた

だしましたして、告示として最終的に決定、公表する

ということになつてございます。

○谷博之君 ここでちょっと原点に戻つてお聞き

したいんですけども、いわゆるこの国際標準値

といふ、このいわゆる基準値ですけれども、これ

が、これが、IAEAで設定しているこの基準値といふの

と、放射線審議会においても、これを安全基準免除レベル、国際標準を国内法令に取り入れ

することは適切であると、適切な措置であると、こ

ういう報告をいただいて、その妥当性が示されて

おるところであります。その点を踏まえて、ア

メリカではまだ取り入れていなインであります

が、欧州、それからイギリスやドイツ、フランス

等の主要国、アジアの中国、韓国、既に取り入れ

ておりますけれども、このように考えてこの法

案は、英國の、イギリスのいわゆる数値を基に定め

られて欧州を中心に普及しつつあるというふうに

聞いておりますけれども、一方では米国の、経

済的な力のある貿易大国の独自の基準といふものも

あるわけでありまして、こういうふうなこの基準

の取り入れに当たっては、どこの国もそれぞれ

自分たちの特有の事情や体質というものを持つてお

られますけれども、大臣にちょっと重ねてお考

えあれば聞かせていただきたいと思います。

これは、この煙感知器の今実態がどのように

なつてゐるか、つまり国内でいつごろからこれが販売をされ、現在何台ぐらい利用され、そしてその廃棄はどのようになつてゐるか、お答えいただきたいたいと思います。

○政府参考人(有本建男君) 先生御指摘の放射性同位元素を使用いたしました煙感知器でございま

す。これは現在は規制対象外の機器でございます。そういう意味で正確な数字は把握はいたしませんけれども、関係の企業等のいろんな情報をうなうるものを作らせますと、昭和四十年に日本で最初に開発をされまして、消防法、火災を消すという消防法の認定を受けまして、国産品としてこのころから販売が始まつたものというふうに承知をいたしてございます。

この業界につきましては、社団法人の日本火災報知機工業会という工業会がございまして、そこまで九百五十万台程度が生産をされまして、三百二十万台が回収をされており、およそ現在六百万台程度が使用されているのではないかというふうに理解をいたしてございます。

最近では、放射性同位元素を使用しない、光電式と言つております、光の電気と言つておりますけれども、光電式の煙感知器というものが日本国内では主流になつておりまして、昭和五十九年度以降はこの放射性同位元素を使いました煙感知器といふものは減少傾向を示してござります。それから、先生御質問のこの煙感知器の廃棄でござりますけれども、先ほど申しました工業会、ここが自主規制の形で、建物等が解体される場合には不要な機器の回収あるいは放射性物質の標識の表示、返却方法の周知、こういったものを行いまして、一般ごみの廃棄の防止ということに努めています。そういう意味で、ほとんどの使

用済みの煙感知器が適切に回収処理されているといたわけありますが、そういう実態の中で、相当数このR-I利用の煙感知器から光電式の煙感知

器の方に移つてきていると、こういうことあります。そういう中で、放射能の程度は小さいけれども、そういう機器についても新たに規制対象とするということになりますよ。

そういうことになつてきますと、これは一つの技術の進歩の問題だと思うんですけれども、そういう意味では、R-I使用の、あるいは使われている規制があるとしても非常に低レベルでの規制ということで対象となつてくるということになると、むしろそれは流れが進んでいったものが逆に行く可能性はないのかということを

我々は心配をいたしております、つまり、少なくとも、國民からすると、微弱でも放射能を浴びないわゆるそういうふうな機種の方が安心してなつてくると、むしろそれは流れが進んでいった安全が確保され保証されると、もう一回そういう基準だつたら大丈夫なんですよということを安全が確保され保証されると、もう一回そういうふうな逆の作用が起きてくるような気もしないでもないわけでありますけれども、これらについては大臣はどのように考えておられますか。

○谷博之君 私がちょっとくどく申し上げましたのは、時計の振り子ではないんですけど、要するに全体として業界が光電式のそういういわゆる煙感知器の方に生産が移つていてます。それが緩やかな規制でいいよとなる可能性があるわざでありますけれども、これは現状、一台につきまして四万一千円を原則としております。

○谷博之君 この部分が実は今回の法改正で、これがいわゆる設計認証に変わつてまいります。これは具体的に、だから全量確認というこのシステムを取らなくなつてきているわけですね。製造業者にとっては当然コストが掛からなくなる、安くなるというか費用がそれだけ掛からなくなるわけですから、そういうことになつてくるわけですが、どの程度のコスト負担が楽になるというふうに考えておりますか。

○国務大臣(河村建夫君) 今回の法律改正でこれを国際標準値を導入いたします。そうすると、従来規制対象外だった放射性同位元素の数量あるいは濃度の小さい機器、こういうものも新たに規制対象となつていくわけで、このため煙感知器についても新たに規制対象になつてくるものがござります。そうすると、この規制に基づいて業界はきちんと廃棄についてこの規制に応じて対応をやること、こういうことになつていくわけでございます。

現在、先ほど説明ありましたように、煙感知器についてはどういう方式をやるか、いわゆる光電式のやつ、これがあるわけでございますが、これは業界側がやつぱり経済的な利点というものを考慮してはどのような方法をやるか、いわゆる光電式のやつ、これがあるわけでございますが、このECMの製造業者は、これまで一つ生産した製品については、全量設計図どおりの製品ができるかどうかということを指定機関に全部確認をしてもらう必要があつたわけなんですね。この具体的な指定機関というのは一体

考へて、様々な条件がありますから、これにのつとつて作つていくわけでございまして、この法律改正によって、この点、これまでの光電式、そしてR-Iを使ったもの、この普及の問題について特に大きなこれによつて影響が出るとは私は考えにくくと思うわけでございます。これは、あとは業界側とそれから國民側の利用の利点、こういうものから今回の規制がどういうふうに影響していくかということ、これ、もう消費者側とそれから業界といいますか、そういうものの判断、これにのつとつてやつていただければいいと思つております。

ただ、規制は規制としてきちっと、今回法律によつて廃棄等々についてもそれにのつとつてちゃんとやつていただきことが國民から見ても安心できるよう、このように考えておるわけであります。ただ、規制は規制としてきちっと、今回法律によつて廃棄等々についてもそれにのつとつてちゃんとやつていただきことが國民から見ても安心できるよう、このように考えておるわけであります。

○政府参考人(有本建男君) 先生御指摘の機構確認業務でございます。

これは現在、財團法人の原子力安全技術センターが指定機関ということで業務を行つてございます。この財團法人は、この機構確認業務のほかに試験、講習、検査業務等の放射線障害防止法に基づく指定業務、あるいは原子力の防災、あるいは原子力安全の確保に関しますいろんな試験研究講習等を行つている団体でございます。

○政府参考人(有本建男君) 認識業務でございます。

これは現在、財團法人の原子力安全技術セン

ターアが指定機関ということで業務を行つてござい

ます。

○政府参考人(有本建男君) これが、あとは業

界側とそれから國民側の利用の利点、こういうも

のから今回の規制がどういうふうに影響していく

か、お伺いしたいと思います。

ゆる全量を確認する、昨年でいえば六百六十四台のこの業務が実はなくなつてくるわけですね。そうすると、今後のそういうふうなこのセクションといいますか、その部分の人員の配置の問題とか、あるいはこれが廃止されることによってそういう人たちが今後どういうふうな形になるのか、そして新たな業務をどこかで担うという形ができるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(有本建男君) 現実に、先生御指摘のとおり、この業務が減るわけでございます。今回の法改正では、指定機関の制度というものから登録機関制度というものに改めまして、一法人を指定するというところから、学会あるいは場合によりましては民間の一定基準での参入ということができるようない制度になるわけでございまして、そういう意味で、この登録機関制度というものは、行政の裁量の余地のない形で、国により登録された機関が検査等の業務を行うという制度になるわけでございます。

今後のこの原子力安全技術センターの経営でござりますけれども、この法改正によりまして、定められております登録機関の要件を踏まえて登録機関として申請を行つていただくかどうかということは、当然ながらこの法人の御判断ということにならうかと思いませんけれども、もう一つは、この法人として経営がどうなるのかということにつきましては、それぞれの法人の御判断、それからこの法人が先ほど申しましたように非常に広く原子力防災等の業務もやつておりますので、そういった総合的な観点からお考えになるものというふうに理解してございます。

○谷博之君 大臣にちょっと一つ要望しておきた

いんですけれども、こういう一つの法改正によつて、そしていわゆる業務が縮小なり廃止をされてくるということになりますと、当然そこに携わつていた人たちというのは他の業務にその機構の中で移していくということになるわけですけれども、端的な形でいえば、この業務が縮小、廃止さ

以外にも、全国の公営バスにもこのいわゆる装置が付けられたバスも走っている。

専門家の話を聞いておりますと、具体的には京都大学の丹羽太賀教授などの話もそうであります。が、いわゆる走行中にこの装置が摩耗したり破損すれば粉塵となつて人体に曝するおそれがある、あるいはまた、今回の放射能レベルならばこうした装置に近づかなければ心配はないだろうが、しかし、粉塵を大量に吸い込んだり至近距離に長時間いた場合、発がんのリスクはゼロとは言いかれない、適切な措置がなされるべきだ、こういうふうなことも指摘しています。つまり、一番この装置に近いところにいる運転手や助手席に座っている人たちというのは、かなりこの装置による排ガスの影響を受けるということを考えられます。

また、もう一方、モナザイトというのは、振り返っていただけでもお分かりかと思いますが、平成十二年の五月にこのモナザイトの粉末が首相官邸に送り届けられて騒ぎになつたことがあります。このいわゆるモナザイトの大量放置が千葉県や埼玉県や長野県で見付かったというふうなことがあって、大変これは問題になりました。

当時の新聞記事、私もたくさん持っておりますが、こういうふうな自然放射性物質、これについて幾つかの御質問をさせていただきたいと思いますが、今回のこの排ガス低減装置から検出された放射能の程度はどのくらいで、そして国内における現在の規制免除レベル、そして国際基準値はそれぞれ幾らになつておりますか。

○政府参考人(小田公彦君) お答え申し上げま

今回の排ガス低減装置のモナザイトに含まれるトリウムの放射能濃度は、専門機関の分析によりますと、当方で確認したものによりますと一グラム当たり約三十ベクレルであると承知しております。また一方、このモナザイトなどにつきましては、ウラン、トリウム鉱石につきましては核原料物質ということで規制されておりますが、核原料

物質につきましては、固体の放射能濃度が一グラム当たり三百七十ベクレルを超えて、かつその中

に含まれるトリウム量が九百ベクレルを超えた核原料物質を使用する者は、原子炉等規制法に基づきましてその使用の届出が義務付けられ、さらに放射線の安全についての技術上の基準が課せられています。

今回の天然のトリウムにつきましては——以上でございます。失礼しました。

○谷博之君

今、数値を挙げていただきました

が、結局

現行法上、規制対象外の微弱なもので

あるということを言いたいのだろうと思

りますけれども、熊本市は、先ほど申し上げましたように、バスからこの装置を取り外して、そしてそれをい

ります。しかし、もしもそういうことで取り外し

た装置が廃棄物の現場に行つて鉄材となつてリサ

イクリルされる可能性があると仮定しますと、そ

ういうものが将来我々の台所のフライパンやあるいは

こういう缶ジュースの缶になつたり、化けてい

くというふうなことも考えられるわけですね。

ですから、こういうふうなことからすると、こ

れは単に熊本市営バスだけの問題じゃなくて、全

国いろいろなそういうところでこういうふうな疑

問やあるいは心配が多分寄せられることがあるん

だろうと、新聞に堂々と出ていますから。そうい

う場合に文科省としては、全国の自治体から現行

規制上野放し状態にあるこうした装置の利用と廃

棄についての助言を求められれば、どのような対

応をいたしますか。

○副大臣(稲葉大和君)

確かに今、谷先生御指摘

になられたような心配、不安というものはなかなか払拭しづらいものがあるかとは存じます。しか

し、我々としましては、その基準値については、

十分数値としてこれを下回っているものと、そう

承知しておりますし、届出を必要とする限度以下

のものである、こう申し上げて差し支えないかと

思つております。したがつて、今までの適正な管

理下の下においてであれば、通常の廃棄物の場合

と同じような処理、処分が可能、こう考えており

ます。

ただ、なお、同様の機能を有するものといたし

ます。

なお、自治体からの問い合わせ、あるいはこれ

から

の更なる住民の皆さんに対しましての意識の

確認あるいは知識の向上、こうしたことについても適正な方法で各方面と検討をしながら更なる理解を深めてまいりたい、このように考えております。

そこで

このよう

に考

え

て

お

り

ます。

また、なお、同様の機能を有するものといたし

ます。

まして、平成十二年の十月ごろに、核燃料物質の

使用届出の事業者、これは岐阜県の加藤顔料化学

でございますが、これが自動車の燃費効率を高め

ります。

これは使用の届出におきましてあります。

触媒の生産を計画したということは承知してござります。

これは使用の届出におきましてあります。

触媒の生産を計画したということは承

知してございます。

したので、そういう計画があつたということは承

知してございます。

した

その先は、半年、一年たつた先については、まあこれだけ目まぐるしい世の中ですから、報道機関も結局その後の追跡はなかなかすることが少ない。結果としてそういう、今の説明を聞いた範囲では問題がなかつたというふうな答弁だと思いますけれども、我々としては、こういう事件やこういう記事を見るたびに、やっぱり速やかな対応というものが、やっぱりこれは国の機関がきつかりやらなきやいけないというふうに思つておりまして、この点は、時間がありませんからこれ以上は突つ込みませんけれども、是非そういう視点からこういう事件を教訓にした対応をこれから進めていただきたいというふうに思つております。

それからもう一点、放射性廃棄物の埋設処分と

リサイクルについての問題について若干聞いておきたいと思いますが、こういう放射性物質の、特に全国の産業廃棄物処分場に原子力発電所から出した放射性廃棄物、こういうふうなものが普通産業廃棄物として一緒に混入されるということについて、またそのものがリサイクルにされてしまうんじゃないか、これはもちろん一定基準以下のそういう廃棄物ですが、そういうことになつたときに、それでもなおかつそこに働く、清掃業務に当たつている現場の行政職の職員の人たち、こういう方々は大変その業務そのものについて不安を感じておられます。これは自治労という組織がございますが、自治労のそういう現職の職場の人たちもこの問題については非常に注目をされておられます。当然また一般の消費者についても同様だと思います。

したがつて、こういうことについての、まあ来年か、いつになるか分かりませんけれども、次の原子炉等の規制法の改正のときに、クリアランレベルの導入のときには、こういう作業を行う労働者の皆さん方の意見とか、あるいはリサイクル製品を利用する消費者の皆さん方の意見をしっかりと聞くということは大事なことだと思います。

○政府参考人(片山正一郎君)

御説明を申し上げ

ます。

先生御指摘のとおり、現在、クリアランス制度、

この規制の制度化、こういうものについて検討を

を進めているところでございます。クリアランス

ということにつきましては、既に御説明がありま

したとおり、自然界の放射線のレベルと比較して

十分に小さく、また人の健康に対するリスクが無

視できるようなレベル、そういう場合に、こうい

う当該物質を放射性物質として扱う必要がないも

の、こういうこととして放射線防護の体系から外

すという概念であるわけであります。

原子力安全委員会において御検討をいただいた

ところでございますが、クリアランスレベルの算

定に当たつては、自然界から年間の被曝の線量の

百分の一以下、こういうようなものを目安の線量

として、原子炉施設から発生する金属やコンク

リートなどの固体廃棄物、これを対象に再利用、

そして廃棄物としての埋立地、こういうものに関

する様々なシナリオについて放射性核種の濃度を

計算をして、その結果のうち最小の濃度、こうい

うものをクリアランスレベルとしているところで

ございます。

このシナリオ、様々に検討したシナリオの中に

は、金属を処理して消費財として再利用する場

合、あるいは埋立地で作業する作業員の方の被

曝、こういうものについても十分考慮された上で

ございます。

この結果のうち最小の濃度、こうい

うものをクリアランスレベルとしているところで

ございます。

具体的には、先ほど先生から御指摘もございま

したが、国際原子力機関等が示すクリアランスレ

ベルは、自然界の放射線レベルと比較しても十分

に小さく、また人の健康に対するリスクが無視で

いる水準のものとなることなどの考え方に基づき

まして調査検討を行つてきております。また、施

設によって廃棄物の量や放射性物質の種類が異な

るという特徴を踏まえまして、発生源別に調査検

討を進めしておりまして、現在までに原子炉施設や

一部の核燃料施設、使用施設から発生する廃棄物

についてのクリアランスレベルの算出を行つてき

ております。

原子力安全委員会といたしましては、今後と

も、R-I施設など他の原子力施設のクリアランス

レベルについて引き続き調査検討を進めてまいり

たいと考えております。

○谷博之君

重ねて、一点だけちょっとお伺いし

たいと思いますが、膨大な量がこの廃棄物の処分

場には入つてくるわけですから、そういう廃

棄物の放射線の測定を現場でするということにな

れば、これはもう大変な作業になると思います。

もちろん、クリアランスレベルの話もありまし

た。国際基準値の話もありました。いろんなそ

う放射性物質についての、もちろん基準の問題

も程度の問題もあると思いますが、こういうよう

なものをもしやるとすれば、膨大な時間とコスト

が掛かって余りにも、例えばそのものを再利用す

るにしても高価なりサイクル商品になつてしまつ

るということとしているところでございます。

○政府参考人(広瀬研吉君)

原子力安全委員会の

クリアランスレベルの検討状況を御説明をさせて

いただきます。

近年、放射性廃棄物の埋設処分や原子炉廃止措

置に関する計画実施が進んできておりまして、原

子力安全委員会は、原子力利用に伴い発生する放

射性廃棄物等の安全かつ合理的な処理、処分など

の観点から、放射性物質として扱う必要がないレ

ベル、いわゆるクリアランスレベルを制度化する

際の基礎となる数値を示すことに取り組んできて

おります。

具体的には、先ほど先生から御指摘もございま

したが、国際原子力機関等が示すクリアランスレ

ベルは、自然界の放射線レベルと比較しても十分

に小さく、また人の健康に対するリスクが無視で

いる水準のものとなることなどの考え方に基づき

まして調査検討を行つてきております。また、施

設によって廃棄物の量や放射性物質の種類が異な

るという特徴を踏まえまして、発生源別に調査検

討を進めおりまして、現在までに原子炉施設や

一部の核燃料施設、使用施設から発生する廃棄物

についてのクリアランスレベルの算出を行つてき

ております。

原子力安全委員会といたしましては、今後と

も、R-I施設など他の原子力施設のクリアランス

レベルについて引き続き調査検討を進めてまいり

たいと考えております。

○政府参考人(片山正一郎君)

御説明をいたしま

す。

御指摘の点でございますが、まずクリアランス

レベルでの、以下であるかどうかということにつ

いては原子力安全委員会で御議論をいただいたと

ころでございますが、原子炉施設におけるクリア

ランスレベルの検認の在り方、こういう基本的な

考え方を示されておるわけございますが、これ

かと思うんですが、この点はどうお考えになつて

いますか。

○政府参考人(片山正一郎君)

御説明をいたしま

す。

御指摘の点でございますが、まずクリアランス

レベルでの、以下であるかどうかかということにつ

いては原子力安全委員会で御議論をいただいたと

ころでございますが、原子炉施設におけるクリア

ランスレベルの検認の在り方、こういう基本的な

考え方を示されておるわけございますが、これ

かと思うんですが、この点はどうお考えになつて

いますか。

○谷博之君

重ねて、一点だけちょっとお伺いし

たいと思いますが、このような技術的事項、

そして規制等、国との関与の在り方、こういう方法

について現在、先ほど申し上げました原子力安全・保安部会で審議をしているところでございま

す。

これによつて、これらの結果を踏まえて、高い

信頼性を有して、かつ合理的に運用できるクリア

ランスレベルの検認制度というものをまずきち

と構築をするということとしているところでござ

います。

また、クリアランスレベル、クリアランスその

ものについてのお話は繰り返しませんが、先ほど

申し立てるところ、再利用あるいは廃棄物としての埋

立、こういう様々なシナリオの中で最小の濃度

をクリアランスレベルというふうにしているわけ

でございます。埋立地での作業員、あるいは埋立

地での作業員、あるいは埋立

地での作業員、あるいは

地での栽培された農作物の摂取、あるいは地下水に移行した井戸水の飲用、こういうものを十分考慮された上でクリアランスレベルが設定され、そして先ほど申ししたとおりきちっと検認がされていくと、このような制度というものを考えていると

簡単に残った質問をさせていただきます。力の問題ということになれば当然、何度もお答えしますが、日本は世界で唯一の被爆国として、現在たくさんの方々に、我々の周りにもたくさんおられます。の被爆者の人たちの声を若干お伝えをして、現在たくさんの方々に、我々の周りにもたくさんおられます。の被爆者の人たちの声を若干お伝えをして、現在たくさんの方々に、我々の周りにもたくさんおられます。

が、原子
れているかどうか
も申し上
義があるところ
は、先生今御指摘
を実施しております
院の先生方にもこ
ういう取組への
と思つております

「ということについては多少の疑いはござります。国としましてございましたけれども、研究会にして、指定の医療機関以外の病の参加を促す等によりまして、一層の推進に努めてまいりたい。

していると思いますけれども、先ほど申し上げましたように、何とか医師の意見書を書いてもらつても、そして認定申請をしても、ほとんどがそれが却下されているという現状もございます。国は原因確率という考え方に基づいてそれを根拠にしているようですけれども、この半世紀を生き抜いてきたこういう原爆被爆者の皆さん、特に最後

その放射性核種の濃度がクリアランスレベル以下であることが合理的そして信頼性のある検認制度によって確認されたものについては、一般的な産業廃棄物と同様の扱いが可能であるということから、専用の廃棄物処分場を設ける必要はないといふう考へてゐるところでござります。

申 まず一つは原爆症の認定の問題ですけれども、申請については医師の意見書が必要というふうにされております。ところが、この医師の意見書といいましても、全国津々浦々の、地方にあっては専門のお医者さんというのは非常に少ないのであります。ほんとこの意見書を書いてもららるに大変な御苦労をされているということであります。厚生労働省は、年に一回広島に各県の表の医師の方に集まつていただいて講習会を開いているということですけれども、私どもの地元栃木県でもこの指定機関はたった三か所しかありません。そういう中で、高齢の被爆者にとって最も身近な医療機関で意見書を書いてもらうと、これがなかなかできないことが意見と出されております。

○谷博之君 この認定申請の問題と、もう一つは、健康診断というものを行つておりますけれども、これは年一回、指定の医療機関で健康診断を受けるということですけれども、それ以外にも、年二回、保健所でもこの健康診断が実施されています。

ただ、この保健所の健康診断というのはほとんど血液検査程度の検査でございまして、一番被爆者の皆さんはがんについてのやつぱり闇心を持っていますが、放射線障害調べるために血液検査以外の検査方法、例えば、具体的には心電図とか前立腺肥大の検査、こういったものをもつと取り入れてほしいということが言われておられます。が、この点についてもお伺いしたいと思います。

にがんになつた被爆者の方々からすれば、被爆時の爆心地からの距離とか残留放射線の問題など、原因確率に懸念を抱いておるわけでありまして、しかも多くの方々が高齢者となつた今、是非原爆被爆者の生の声を、率直な声を十分に聞いて今後の国の施策に反映をし改善をしていただきたいと、このように強く要望しておきたいと思います。

それから、最後になりましたが、本法とは若干法案の中身は違いますけれども、廃棄物行政といふことで一点だけ関連するという立場からお伺いさせていただきますが、学校で教育に利用されてゐる生物の野外放逐の問題について若干お伺いしたいと思います。

廃棄物行政に関連して、学校教育の現場で活用

○谷博之君 たからこそ やはりそのクリアラ
ンスレベルの基準値というものは大事だと思うん
ですよね。

て出されております
したがつて、これが十分でないというふうに、
これが十分でないと原爆症の申請ができないと
へいこ思はれておらぬつづけでなければ

○政府参考人(田中慶司君) お答え申し上げます。
支那者修建此につきましては、貢暴改付泉によつて

した外来生物の処分方法ということでお伺いしたいと思いますが、現在、学校現場では、自然教育とか環境教育を目的で、調査生物を用が齊んだとよ

要は、その基準値の数値を信じて一般廃棄物の処分場に廃棄物を処分をする。あるいはそれをまたサイクルで再利用するということになつてくるのですから、我々は、そういう意味では、その一番前提となる基準というか柱、これがいかに大事かということを我々は非常に注目をしているわけで、その基準値というのは、単に IAEA の基準値ももちろんあるでしょう、WHO の基準値ももちろんあると思いますけれども、それらはやつぱり国内の、日本の国でその基準値というものを、国情に合つた、国民の意見を聞いて作つていくというのが私は本来の姿であろうといふふうに考えておりまして、この点は私の意見として申し上げておきたいと思います。

○政府参考人(田中慶司君) 被爆者への医療の付、つまり治療でございますけれども、これは一定の医療機関に加えて一般の疾病医療機関でも施しているところでございます。こうした医療機関の医師には、当然被爆と疾病に関します一定知見はあるものと考えておるところでございす。原爆症の認定申請時には、指定の医療機関を加えて、こうした一般の疾病医療機関を活用することによりまして被爆者の方々の利便に資することができるというふうに考えております。

しかし、確かにすべてのその一般的な知識が習得されたお医者様がある程度の専門的な知識が習得され、この点について厚生労働省はどのように考へておられますか。

被爆者健診についての問題が身近になってきましたので、原爆放射線と疾病との間の因果関係の程度を考慮しまして、放射線を浴びることによりまして発生する蓋然性が高い疾病に係る検査項目をそのまま対象項目としているところでございます。

これらの検査項目につきましては、こうした放射線と疾病との因果関係につきまして、新たな科学的な知見の蓄積あるいは研究成果等によりまして従来の考え方を変えるような状況が生じました場合には適宜見直しをしていくべきだというふうに考えておりまして、こうした観点から個々の検査項目の必要性を勘案し、今後とも適切に対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○谷博之君 現場の声はいろいろ立場からお聞き

して安易に野外に放逐をすると、いうことが起きております。例えば、九州のある小学校で、そこの学校のわきにホタルが生息していると、このホタルを姉妹校の関東の学校にこれを贈つてそちらで、そのホタルを飼育する、こういうことはよくある話だと思いますが、実際は現実に九州のホタルと関東のホタルは遺伝子が違うんです。これは川のアユなんかもそうですけれども、今、全国のアユのほとんど九割が琵琶湖のアユに統一されてきているという、こういうふうな実態もありますけれども、こういう安易に動物や昆虫の交流ものが果たしていわゆる交流教育、環境教育のすべてであるのかといふことの疑問点も今専門家の手で出でているわけです。

そういう中で、そのことと、あとはもう飼育しなくなつたいわゆる動物を野外に放つてしまふ、こういうことが非常に学校現場で起きているわけですけれども、私たちはこういうふうな野生生物を安易に野外に放逐する習慣をやっぱり正さなければいけないというふうに思つんですが、こういうことについての文科省の学校現場における指導はどうなつてゐるか、どのようにしようとしているか、お答えいただきたいと思います。

○谷博之君 以上で終わります。
○委員長(北岡秀一君) 午前の質

とどめ 午後一時まで休憩いたし

午後一時四分開会

す。
本日、草川昭三君が委員を辞任され、その補欠

○委員長(北岡秀一君) 休憩前に引き続き、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言願います。

○山本香苗　公明党的山本香苗です
午前中も、有馬先生また谷先生、非常に有意義なもう質疑があつたわけでございますが、改めまして今回の法律、法律を改正するに至つた理由、また現状につきまして、まず最初にお伺いしたいと思います。

○國務大臣（河村建夫君）　今回の法律改正の理由といいますか、これにつきましては、国際原子力機関、IAEA、それから世界保健機関、WHO、

こういうところの国際機関が科学的見地に基づいて提唱してまいりました放射性同位元素の規制下限値、この国際標準値を我が国においても導入しようということで、放射性同位元素の規制を見直す、こういうことになつたものでございます。そこで、また同時に、この際、放射性同位元素の利用の進展及び安全規制、これに関する実績等も踏まえながら安全規制をより合理化しようと、この目的のためでございます。

今回の改正におきましては、第一は国際標準値の導入、これに伴います規制対象となる放射性同位元素等の範囲の拡大があります。範囲の拡大を

受けまして、数量及び濃度の小さい放射性同位元素を用いた機器に対する設計認証制度、あるいは販売業、貸貸業、そういうものの規制の合理化を行ふと、これが第一点であります。

第二点は、安全性を更に向上させようということで、施設の定期検査に加えて、使用方法、安全管理等ございますが、そうした使用方法を定期的に確認をしていく、あるいは放射線取扱主任者、これに対する定期講習ですか、定期講習を義務化すると、こういう点がございます。

さらに、こうした二点に併せて、放射性廃棄物を埋設する場合の最終的な処分に関する規定も整備しようと、この改正を行おうとするものでございまして、これによって我が国の放射線利用に対する安全規制も国際的な整合性が取れる、また最新の科学的知見によって合理的なものになつていく、このように考えておるところであります。

○山本幸苗君 今おつしやつていただきましたように、今回の改正によりまして合理的な、国際基準の導入に伴う規制の合理化がなされるということで、一つには放射性物質が国際的に移動するものが円滑になるということとも含まれるんだと思いますが、これからそうした中で販売業者等々が登録認証を申請する窓口機関というものはどこになるとんでしょうか。また、登録認証機関が行う今回新たに導入されます設計認証業務、これは一体どのようになるものか、概要の御説明をお願いいたします。

○政府参考人(有本建男君) お答えいたします。

設計認証を効率的に行うために、放射能レベルの小さな機器につきましては登録認証機関、こういう新たな機関によりまして認証を行うこととしてございます。

現在の場合は指定機関という制度でございまして、この機関としまして財団法人の原子力安全技術センターというものがあるわけでございますけれども、この機関も登録認証機関になるであろうということを想定をいたしてございます。それ以外に、一定の要件を満たします、技術的な要件あ

るいは意欲、こういつた機関あるいは学会等からも申請があった場合には登録機関となることがあります。

具体的にその認証の業務というものでございますけれども、数十種類の機器、具体的にはR.I.、放射性同位元素を使いまして水分の密度を測る、あるいはいろいろな計器の構成をやる線源でありますとか、あるいは煙感知器あるいはレーダーの受信部、こういった非常に多様な機器が対象になります。こういつたものの設計認証の申請が出てきて、これを処理するということが想定されるわけでございます。

登録認証機関と申しますのは、今申しましたように、設計認証のための審査を法令に従つてやるわけでござりますけれども、その前に、具体的なその実施の方法というものにつきまして各登録を想定される機関から業務規程というものを申請していただきまして、それを国が認可するということをご承諾をしておるところでございます。その際には料金もこの業務規程に入るものということでござります。

そういうことを踏まえまして、設計認証制度といふものが公正に行われるよう万全を期してまいりたいというふうに考えてございます。

○山本香苗君 是非ともきちっと適正な業務実施ができるような体制を取り組んでいただきたいと思つておるわけなんです。

次に、ちょっとお伺いしたいんですが、この改正を行うことによって、今、半導体市場、非常にいきな状況なわけなんですか、半導体を製造するための装置であるステッパーというものが今回の改正によって規制対象になるんじゃないかということを中小加工業者の方々が心配しているらっしゃるそなうなんですが、これは規制対象になるのかならないのか、それについて明確にお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(有本建男君) お答えいたします。

半導体の製造におきましては、電磁波の波長が短いほどより微細な効果的な半導体を加工するこ

メント、保守管理において廃棄物を少なくして検査ができるというもので、非常に自然にも優しいというところもありますので、どうか安全性を確保した上で、今言った方向で、過度な負担、手続上の負担をなくしていくような形を早急に取つていただければと思っております。

今日は農水省の方にも来ていただきたいわけなんですかけれども、農林水産分野におけるこのR.I.による放射線の利用につきましてお伺いさせていただきたいと思います。

世界各国で今、食品の殺傷、殺虫、発芽防止とかの目的で食品に對して放射線を使つていて。放射線を利用することは、例えば薬品を使う場合に比べますと薬品の残留が少ない、加熱処理に比べると品質が変わらないといったメリットもあります。安全性を確保した上で利用するのであれば非常に有効な方法であるとは思われますが、そこで、現在の我が国の農林水産分野における放射線の利用状況、これについてお伺いさせていただきます。

○政府参考人(染英昭君) 農林水産分野におきましては、長期保管しておられますバレイショにつきまして、これが春先に發芽する、この発芽を防止するために一か所の施設で利用されているところでございます。

○山本香苗君 今回、この法案の中にも三つ柱がありまして、一つは安全性の管理ということが書かれているわけでございますけれども、今回、この安全管理の強化ということにつきましては、農水省としては今度どのよう対応をされていくのか、これについてお伺いします。

○政府参考人(染英昭君) 今回の法改正によりまして、放射線照射施設の安全管理面に関する検査の間隔が短縮されることや放射線照射施設における放射線取扱主任者の定期講習が義務化されたことから、農林水産分野におきましても、放射線利用施設の安全管理面の取組の強化が必要になると考えております。

このため、農林水産省いたしましても、今後

査ができるというもので、非常に自然にも優しいというところもありますので、どうか安全性を確保した上で、今言った方向で、過度な負担、手続上の負担をなくしていくような形を早急に取つていただければと思っております。

今日は農水省の方にも来ていただきたいわけなんですかけれども、農林水産分野におけるこのR.I.による放射線の利用につきましてお伺いさせていただきたいと思います。

世界各國で今、食品の殺傷、殺虫、発芽防止とかの目的で食品に對して放射線を使つていて。放射線を利用することは、例えば薬品を使う場合に比べますと薬品の残留が少ない、加熱処理に比べると品質が変わらないといったメリットもあります。安全性を確保した上で利用するのであれば非常に有効な方法であるとは思われますが、そこで、現在の我が国の農林水産分野における放射線の利用状況、これについてお伺いさせていただきます。

</div

象部位、それを更に拡大していく、あるいは治療の高度化を図りながら重粒子がん治療の普及のために研究開発を更に進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○山本香苗君 従来の放射線のがん治療よりも非常に優れている点があるわけございまして、是非ともしっかりと進めさせていただきたいと思うわけでございます。

最後にお伺いしたいんですが、現在、原子力界に起因する社会情勢変化及びいろんな大学教育の方向転換の影響を受けまして、原子力に関する教育研究を行つてゐる多くの大学で、名前が原子力学科とか原子力工学科とかいう名前のところがほとんどない、ないというふうに聞いているわけなんですねけれども、国立大学法人において原子力を冠した学科を復活させることを含めまして、原人材の養成、これをどういうふうに国として考えていくのか、最後にお伺いいたします。

○国務大臣(河村建夫君) 日本におきまして、原子力の研究開発、その利用を安全かつ的確に進めていく、これは正に優秀な人材が必要でございます。この優秀な人材を育成確保する、これは最も重要な課題であると考えております、特に大学における研究教育、教育研究、これが中核になつて進めていかなければならぬと、このように私は認識をしておるところでございます。

ただ、御指摘のように、原子力の名を冠した学科の数、あるいは卒業生が減少している、そして大学における研究炉が廃止される、こういうことが大学の原子力に関する教育研究の基盤に関して懸念があるという指摘をいただいておるところでございまして、これをどういうふうにこれから払拭していくかという問題、あるわけでござります。

大学においても、この四月から原子力関係の専攻が設置されると、新たな取組が生まれてまいりました。これらの取組に対しまして、日本原子力研究所あるいは核燃料サイクル開発機構、これが教官を派遣すると、によって協力をするというこ

とを今進めておるところでございます。文部科学省といたしましても、日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構を統合して設置する今新法人が生まれようとしておりますが、ここに人材養成機能を充実させると、これによつて大学への支援、協力を努めてまいりたいと思つておるところでございます。

確かにそういうふうになつて名前が変わつたりしておりますが、大学院レベルではかなり進んだ今取組が行われております、東京大学において原子力専門技術者の専門職大学院を作る、こういう動きも出てまいりましたし、また茨城大学あるいは福井大学等においても修士課程、博士課程、そういうところで正に原子力専門の専攻をやる所。

今具体的に申し上げましたこういう動きも出ておりますので、これからも原子力人材の養成、更に力を入れてまいりたいと、このように考えていくところであります。

○林紀子君 日本共産党の林紀子でございます。まず、この放射線障害防止法というのは、放射性同位元素等の使用や汚染されたものの廃棄などを規制して放射線障害を防止するための法律、こ

ういうふうに考えていいとと思います。この放射線防止法、放射線障害防止法の精神というのは、たゞ低レベルの放射線であつてもその被害に遭つてはならない、それを防止しなければいけないと

厚生労働省は今日お呼びしておりますんでも、被爆者には当然ます救助の手を差し伸べるべきだと思います。今論議をしておりますこの法律の精神からいっても、被爆者には直接申し上げることはできませんが、このことを直接申し上げることはできませんが、この放射線障害防止法という、そもそも被爆に遭つてはならない、というその法律を所管している文部科学大臣といいたしましても是非そのことをはつきり御認識いただいて、閣議の中などでも是非御意見を言つていただきたいということを初めに要望しておきたいといたします。

私は、今回の改正案には基本的には賛成ですが、しかし危惧される点がありますので、その点を質問いたします。

今回の改正案の一つの柱は、放射性廃棄物の埋設処分を実施できるようにしたことだと思います。現在、ドラム缶で二十二万本以上の廃棄物が

であれば是非裁判に訴えて自分たちの主張をきちんとさせたいということで今裁判に訴えている方がたくさんいるわけです、その中で、三月の三十一日には、東京にお住まいの、長崎で被爆をした東数男さんという方が、東京地裁で、C型肝炎で原爆症だということを認定してほしいということを訴え対して、そのとおりだと、国がこれを却下したのは間違ひだつたという判決が下されたわけ

です。原爆放射線の被曝がC型慢性肝炎の発症や進行を促進させた可能性を否定できない、はつきりうたつたわけですね。

ところが、昨日十二日、国は高裁に控訴をいたしました。東数男さんは既に七十五歳です。ですから、これから高裁で争うということになりまし

たら、自分の命が尽きるか、それとも判決の方が早く出るか、正にそういう競争になつてしまつ、そういうような状況ではないかと思います。私は、ですから、こういう状況を考えましたら控訴を取り下げるべきですし、放射線の被害に遭つてはならない、障害をもたらしてはならないという

ことは、これまで実績がございまして、技術的に安全に実施できるものと、いうふうに認識をいたしてございました。これは原子力安全委員会でも意見を取りまとめおりまして、今回の放射性同位元素の埋設処分というものについて技術的に処分が可能というふうに結論を付けておいでになると

ころでございます。

それで、御質問の件でございますけれども、まず、御提案、御提出いたしております法律第七条の廃棄物の埋設の許可の基準、この点でございま

す。ここにつきましては、埋設地の自然条件、例えば地質あるいは降水量あるいは地下水と、こういった自然の環境が安全確保上支障がないということを確認する、一つございます。

それから、施設、ハードの性能ということでい

たしますと、透水性の大きくない土砂であるこ

と、あるいは地盤が安定していること、あるいは飛散防止の措置が講じられるような設計であること、こういった放射性物質が漏出が問題がない

といふことが非常に重要なわけございま

す。

それから、この放射性同位元素の廃棄物は、一般的には三十年から五十年埋設をしその管理をするということを想定をされておりますけれども、この管理期間の間、常に地下水でありますと、空気の放射線線量というものを確認をするということ、それから終了後に埋設地を管理せずとも埋設された廃棄物に起因する一般公衆の被曝

あるということですから、これは処分を進める方へ向で考えなければならないだろうと思います。

しかし、それは国が厳格に審査をすることが必要だと思います。この法案にも技術上の基準に適合するように、何度も言われていた、出でてきているわけですが、この基準というのはどういうものか、まずお聞きしたいと思います。

線量というものが十分安全にあるという、こういったところを技術上の基準ということで整備をいたしたいというふうに思つてございます。それから、お尋ねの第十九条の廃棄の基準でございます。ここにつきましては、埋設後に事業者が行う地下水の監視あるいは立入り制限、こういったものについてきっちりと安全を担保するような技術上の基準を設けたいというふうに思つてござります。

申しますものは、省令の制定時に放射線審議会と
ここでの御審議、これは公開の場で御審議いたた
くことになろうかと思っておりますけれども、そ
れからパブリックコメント、こういったものを
きつちり受け止めた上で詰めて検討したいという
ふうに思つてございます。

○林紀子君 分かりました。また省令の段階で見
せていただきたいと思います。

次に、処分の段階で理設確認を受けなければな
せていただきたいと思います。

らないといふにあります、この埋設確認といふのはどういふことでしようか。

○政府参考人(有本建男君) 御質問の件は法案では十九条の二に当たるものといふに考えてござります。

この確認でございます。この確認の基準といふことで今考えてございますのは、埋設の都度に廃棄体の健全性、この健全性と申しますのは、放射能の濃度がどれぐらいであるか、あるいは容器が、きつちり、さびが付いてないか、破損をしていないか、あるいは健全性が維持されているかどうか、こういったところを確認をする。さらに、埋設する廃棄物の総量というものが許可されたものになつているかどうかということ、こういった埋設を実際に行う場合にチェックをする要件として今考えているところでございます。

これも、先ほど申しましたように、放射線審議会等での御議論を踏まえて私ども省令を検討していきたいと、いうふうに思つてございます。

○林紀子君 省令が大変重要なのが改めて

分かりました。

今、全国各地で産業廃棄物の処分をめぐつていろいろな問題が起きております。埋設処分を行なうには今のような省令をきちんと決めて、それの基準、それから確認をするということは分かりましたけれども、しかし、処分場となる地元の自治体とか住民、その理解と合意というのはどうして

も欠かせないと思います。
これは大臣にお伺いしたいんですけども、地
元の自台本と小生民ご合意のままで進もう

○國務大臣(河村建夫君) 原子力施設の立地に当たりましては、地元立地地域の住民の皆さん方の理解 協力を得て進めていく、このことは非常に大事だと考えております。このことにつきましては、平成十二年の十一月に原子力委員会が原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画、これにおいても示されておるところでございます。

設処分施設の立地、こういう問題につきましては、埋設する廃棄物や埋設する処分施設に関する適切な情報公開にも努めたい、そして立地地域の住民と対話を通じて、そして地元自治体や住民の御理解をいただきて進めてまいりたい、このよ

○林紀子君 住民それから地方自治体ときちんと合意、理解がなくて推し進めるなどということになりましたら、ますます混乱は後々ひどくなるといいますか、なかなかその理解が得られなくなるということがあると思いますので、その辺はきちんと、今、大臣がおっしゃったようなことで進めたいただきたいと思います。

次に、これは副大臣にお聞きしたいと思いますが、埋設処分をしても一定期間の監視というのはどうしても必要だというふうに思うわけですね。そして、午前中のお話では半減期というのが三時間というような物質もあるということでしたが、三百年以上も掛かるというような核種もたくさん存在するということです。放射性物質の無力

化とか除去、こういうことができるものなのかなど

うか、そういう研究が進んでいるのかどうか、こういうことができましたら随分この処分場の問題というのもひとつ解決をしていくことがあると思いまして、お聞きしたいと思います。

ところであります。特に、高レベル放射性廃棄物に含まれる半減期の長い放射性物質を分離する、そしてこれを原子炉や回収器を使って半減期を短く

してこれを廃しやかに處理用いて半減期を短くする、あるいは放射性でない安定的な物質に交換する技術、この研究をすることは大変大事なことだと思つております。

特に、放射性廃棄物の処理、処分の負担の軽減、あるいは含まれている物質を更に有効活用するようなそういうた技術の研究は我々が今後も続けていかなければならぬ大きな課題だと思つております。具体的には、今、日本原研、核燃料サイクル開発機構あるいは財團法人電力中央研究所、こ

の三機関を中心として分離プロセスの研究あるいは核変換サイクルの研究等を進めているのが現状であります。

しかしながら、まだ、我が国の現在の既存の技術ではまだまだ解決できない困難な問題も存在し

ますし、今後とも先生御指摘のような案件の基礎的な研究開発を進めていくことが肝要だと考えておりますので、これからも先生の御支持を、御支援をよろしくお願いしとう存じます。

○林紀子君 それから、私はここに今「放射能事件ファイル」という本を持つております。野口邦和さんという先生が書かれていらっしやるんですが、昔は、十数年前まで、ウラン入りの陶歯と言うんだと思うんですが、歯ですね、きれいに見えるためのそういう歯が作られていたり、それから二コチン・アルカロイド・コントロール・プローレートという名前で、これをたばこのケースに入れておいたらニコチンが半減するよというような放射性物質を使つたものがあつたり、それから冷蔵庫の解臭体であるとか、先ほど煙探知機のお話

もありましたが、そういうところでこの放射性同

位元素を使つてゐるといふところがあると思うんです
ですが、なるべくならこういうもののを使わなくて
も、ほかのものに代えて使うことができる場合は
そういう代替物というのを利用していく方がいい
のではないかというふうに思いますが、これも、
副大臣、お答えいただきたいと思います。

○副大臣(稻葉大和君)　お考えとしては私もうなずけるところがあるんですけれど、現在のいろいろな支局を益々多くて過度にするところ(易田)ころ、

いふが技術を絶対的に馬鹿にするその場面におして、特に放射線は微量なものを計測するのに適している、そういう特性もあるわけでありますし、同時に、我々は放射線障害防止法によつて使われる放射線の線量あるいは数量等において厳格な規制を掛けているわけであつて、この使用につきま

しては事業者の判断あるいは考え方方に依存すると申すしか今現在ないわけあります。

いいようなところにまで使われているというようなものを挙げたわけで、どうしてもこれが必要だということは仕方がないのかなというふうにも思つてゐるわけです。

次に、この法律で対象となつてゐる事業所というのは四千七百四十ある。これらの事業所に対しても立入検査を行つてゐると思いますが、多くの国立大学もその対象となっていますね。国立大学の立入検査の結果はどうなつてゐるか、お示しいただきたいと思います。

○政府参考人(有本建男君) 国立大学法人でござりますが、三百五十を超える事業所がこの法律の対象となつてござります。国立大学法人は八十九でございますけれども、それぞれの事業所があるので研究所も數えますので、かなりの数になつてござります。

ざいます、三百五十でございますけれども、これらの大学におきまして、平成十年から十四年度までの間で法令によります事故として報告がなされておりますのは三件でございます。全体としては民間企業も含めまして二十三件でございますけれども、国立大学法人の場合には三件ということになつてござります。

それから、私ども、国が直接立入検査をいたしている、年間トータルで三百数十件ぐらいやつてございますけれども、その中で国立大学につきましても実施をいたしてございますけれども、その現場で、午前中から御議論がありますけれども、研究の現場でその従事者の方々の放射線の測定はやつてあるけれども、きつと記帳をしていないとか、そういう軽微な不備はございます。それぞれにこちらの方からはしっかりと対応するようお願いをしているところでございますけれども、いずれにしましても、今のところ国立大学法人における同位元素の使用状況については特に大きな問題があるということではないというふうに考えてございますけれども、これは午前中からも御議論がありましたけれども、常にこういうものを扱う現場におけるモラルの維持というものが非常に大事だと思っております。

そういう意味では、私どもの今度の新しい法律にも、午前中から繰り返しておりますように、いろんな制度をもつて実際にはかなりの頻度でやる、あるいは常に現場と緊張関係を維持するという仕組みを導入をいたしてございますので、国立大学におきましても、そういうふうに考えてござります。

○林紀子君 モラルはもちろん大事ですけれども、それと同時に、それにかかるお金というのも大事なのではないかというふうに思います。

日本学術会議の前回これはいろいろ論議をいたしましたが、大変有用な研究連絡委員会の報告があるというのをお示しましたが、今回も三つ

あります、三百五十でございますけれども、これらの大手におきまして、平成十年から十四年度まで法によります事故として報告がなされておりますのは三件でございます。全体としては民間企業も含めまして二十三件でございますけれども、国立大学法人の場合には三件ということになつてござります。

それから、私ども、国が直接立入検査をいたしてござりますけれども、その中で国立大学につきましても実施をいたしてござりますけれども、その

燃料物質などの管理について」と題する報告をまとめております。この中で、「法人化後には学内で予算配分を行うことになり、管理に必要な経費に關して、研究成果に直結しないという理由で、経費確保が困難になる可能性がある」と言つてゐるわけですね。

そうなると、管理が難しいということで廃止を含めた見直しをしていると、そんな国立大学があるのではないかということとも心配になるわけですが、これはどんな状況でしょうか。

○政府参考人(有本建男君) 先ほど申しておりますように、放射性同位元素による障害の防止と安全確保ということは、研究の現場の教官の方々、あるいは学生、大学院生の方々にとつてもなくてはならないことだというふうに考えております。

そういう意味で、国立大学法人、今後は予算としましては運営費交付金というものになるわけでございますけれども、その中から安全確保のための細かいことをござりますけれども、そのフィルムバッジでありますとか、それを記帳する経費、測定をする経費、こういったものは必ずや確保していくべきかとやらないかいかぬ、こういうふうに考

れは各大学の経営にとつても非常に重要なのではなくかと、いうふうに思つております。

そういう意味で、それから、大事なのは、こういう放射性同位元素を用います研究というのは、最近では非常に、バイオの研究とか非常に最先端

理に係る予算と人員や事故時の措置などを担当する文部科学省内の部署を充実させて、大学における学生の安全を確保する法令の整備を含めて、安全管理の面から研究環境の充実と職員及び学生の安全を図る必要がある、このために文部科学省における支援体制の充実が重要であるとの研究連絡委員会の報告では書いているわけですが、文部科学省ではどのような支援体制を取つていてのか、これは大臣に伺いたいと思います。

○國務大臣(河村建夫君) 御指摘のように、国立

大学法人にこの施設内における放射線障害防止、責任を有しておるわけでございます。したがつて、また大学院生、大学生、こういう学生さんは、法化後においても放射線を扱う者については放射線業務従事者としての線量管理、教育訓練、健康診断、こういうものを適正にやらなければなりません。こういうことで、その放射線障害防止法の規制を遵守しながら安全確保を図つていくことが求められておるわけですから、これの対応をきつとやらなければいけない、こういうふうに考へておりまして、この安全、国立大学法人における放射性同位元素を使用した研究にまず安全確保に万全を期していくと、これは当然のこととが求められておるわけですから、これの対応をきつとやらなければいけない、このところを文部科学省として、運営費交付金だけをほいと上げるよといううんじやなくつて、どういうような体制を文部科学省の中で充実をしていくのか、その二つの点をもう一度お聞きしたいと思いま

す。

○政府参考人(有本建男君) 私の方から事前に補足をいたしまして、後、お答えいただきたいと思ひますけれども、まず、文部科学省、私どもの科学技術・学術政策局、ここでの安全規制を担当しておる部署がございます。ここは、このRI、原子力のいろんな研究炉、大学の研究炉も含めて安全規制をやつておる部署でございまして、かなり大きな組織でそういう規制をやつておるわけでござります。

一方、今度の放射線障害防止法の改正につきましては、もう幾度となく企業の方々あるいは団体の方々あるいは市民の方々もお集まりいたいたいシンポジウムを開きまして御説明をし、こういう規制になるということを何回もやつておるわけでございまして、国立大学、先生お尋ねの国立大学につきましても、法人化をしたということともございまして、またこれからもそういうことでこれからも予算獲得についてはきつと対応をしていくということでございますが、そこでは文部科学省の方はどうかということなんですが、大学における放線被曝量を測定するためのフィルムバッジに係る経費、これを適切に措置をいたしておるところでございまして、またこれからもそういうことでござりますます今後重要なとなるわけでござりますので、こういった側面の重要性というの規制になるということを何回もやつておるわけでございまして、国立大学、先生お尋ねの国立大学にも十分、この制度改革のみならず、制度改革の背景にある考え方も含めて国立大学の方々にも周

知識をし、それからそれが研究の現場にも展開する
ような形で今後努力をしていきたいというふうに
考えてございます。

○国務大臣(河村建夫君) 先ほど私もちよつと御答弁申し上げた中にございますが、この放射線の障害防止法、この規制はやっぱり遵守しなきゃいけぬ、これがあるわけでございます。

したがつて、このためには安全確保ということ
が非常に重要なままでありますから、確かに御
指摘のように、運営交付金の中にやりますから、
地方交付税のような形の上ではそう取りますけ
れども、これはもう政策・規制官庁としての我々
の責任がござりますので、このことについては特
に重視をしておりますし、今後の大学評価等々に
おいてもこの点をきっちりとされているかどうか、
これは見ていかなければいけない課題であると、こ
のようには認識しております。

○林紀子君 先ほど大臣がおっしゃった、学生に
対しても適切な法令をということをおっしゃって
おりましたので、それも確認をいたしまして、私
の質問を終わります。

○国務大臣(河村建夫君) 学生、大学院生、これ
もこの業務に、工学系の大学、そういうところ、
部署については放射線業務従事者として指定を受
けるわけでございますから、線量管理、教育訓練
健康診断、これを適正にやると、こういうことで
ございます。

○委員長(北岡秀二君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、大仁田厚君が委員を辞任され、その補欠として松山政司君が選任されました。

○山本正和君 この放射性障害防止法は、これは元々が昭和三十二年にできたというふうに聞いておりますが、実はその一年前の昭和三十一年に、私は当時、高等学校の化学の教員をしていたものですから、放射性同位元素の扱いについてといふ文部省の講習を受けた。これが池袋にあつた昔の

東京高等師範、当時は教育大学だったですけれども、そこで約十日間の講習を受けまして、ところが、この法律ができる前ですから、扱い方についての法律がない段階ですから、処理についてはまちまちと言つたらおかしいですけれども、その場で指導教官の指導を受けながらやつておつたんですね。何か知らぬけれども、鉛の容器に入れてみたり、まあちょっと扱い方に苦労をした覚えがあります。

いえますから、これは日本国として国際社会でもいろいろな働き掛けをしていただきたいということをお願いしておきます。

今、現状はこうなつてゐるつでござりますナ
という特例がございます。これは昭和三十二年の
制定以来ずっとこういう形で維持をしているわけ
でござります。

それとも、これにつきまして、今度御提案、御提出をいたしております法案におきましては、医師を選任できるということはそのままの規定でござ

いりますけれども、放射線取扱主任者につきましては、先ほども申しましたように、講習を必ず受けただくということを義務化をしたわけでございまして、これは主として医療機関の方々で、

いまして、これは先生が御指摘の医師の方でもやはり最新の放射線の技術的な発展あるいは非常に利用が多様化しているというところは十分勉強されてないという場合があるうかと思いますの

で、これについてはきつちりそういう義務を課したということが一つござります。

ておりますけれども、放射線を扱います研究の現場あるいは医療の現場におきましても、安全管理面の強化というところで、放射線の測定をしたデータを必ず記録する、あるいはどういう開発、

Digitized by srujanika@gmail.com

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いを申し上げます。

○委員長(北岡秀一君) ただいま鈴木君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(北岡秀一君) 全会一致と認めます。よつて、鈴木君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、河村文部科学大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。河村文部科学大臣。

○国務大臣(河村建夫君) ただいまの御決議につきましては、この御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと、このように考えます。○委員長(北岡秀一君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北岡秀一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後二時二十二分散会
本日はこれにて散会いたします。

四月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、私立専修学校の教育・研究条件の改善及び

父母負担の軽減に関する請願(第一七三二号)

一、行き届いた教育に関する請願(第一七三七

号)

一、女性に支持される質の高い助産教育への転換に関する請願(第一七三八号)

一、私立幼稚園教育の充実と発展に関する請願(第一七六一號)

(第一七六一號)

一、私立専修学校の教育・研究条件の改善と父

母負担の軽減に関する請願(第一七七九号)

(第一七八〇号)

一、憲法・教育基本法をいかし、すべての子供に行き届いた教育を進めることに関する請願(第一七八一號)

私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父母負担の軽減に関する請願(第一七八二號)

(第一七八三號)

第一七三一號 平成十六年三月二十六日受理

私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負

担の軽減に関する請願(第一七八四號)

〔請願者 京都市左京区松ヶ崎正田町四ノ二

三 砂本貞子 外百九十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一四〇一號と同じである。

〔請願者 富山県婦負郡婦中町下吉川四七

一 広瀬晃童 外二百四十九名

紹介議員 広野たどし君

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

〔請願者 大分市花園一二ノ四 細川和泉

外六百四十一名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一三七四号と同じである。

第一七三八號 平成十六年三月二十九日受理

女性に支持される質の高い助産教育への転換に関する請願(第一七三九號)

第一七三九號 平成十六年三月三十一日受理

私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負

担の軽減に関する請願(第一七四〇號)

〔請願者 東京都新宿区天神町二六 西田周

策 外九百九十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。

第一七八〇號 平成十六年三月三十一日受理

私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負

担の軽減に関する請願(第一七八一號)

〔請願者 東京都町田市能ヶ谷町一、六五六

号)

現在、幼稚園児の約八割が私立幼稚園に通つており、幼稚園教育の発展に大きな役割を果たしている。しかし、基本的な生活習慣や言葉が未発達なまま入園する子供が増え、クラス運営が困難な状況が起きている。クラス定員が年齢の別なく三五

この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。

第一七八一號 平成十六年三月三十一日受理

憲法・教育基本法をいかし、すべての子供に行き届いた教育を進めることに関する請願(第一七八二號)

〔請願者 東京都文京区白山五ノ一五ノ八

小田耕平 外九百九十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一一一八号と同じである。

第一七八三號 平成十六年三月二十六日受理

私立専修学校の教育・研究条件の改善及び父

母負担の軽減に関する請願(第一七八四號)

〔請願者 東京都千代田区二番町一二ノ一

小野佳奈枝 外三百九名

紹介議員 中島 章夫君

この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。

第一七八四號 平成十六年三月三十一日受理

私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負

担の軽減に関する請願(第一七八五號)

〔請願者 東京都町田市能ヶ谷町一、六五六

号)

現在、幼稚園児の約八割が私立幼稚園に通つて

おり、幼稚園教育の発展に大きな役割を果たしてい

る。しかし、基本的な生活習慣や言葉が未発達な

まま入園する子供が増え、クラス運営が困難な状

況が起きている。クラス定員が年齢の別なく三五

平成十六年四月二十一日印刷

平成十六年四月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K